

原子力損害賠償紛争審査会

主管省及び庶務担当部局課 文部科学省研究開発局 原子力計画課

電話番号 (03)6734-4197

ホームページ なし

根拠法令 原子力損害の賠償に関する法律第18条、原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令

設置年月日 平成11年10月22日

所掌事務

1. 平成11年9月30日及び同年10月1日に株式会社ジェー・シー・オー東海事業所において発生した加工施設の事故に関して、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと
2. 平成11年9月30日及び同年10月1日に株式会社ジェー・シー・オー東海事業所において発生した加工施設の事故に関して、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うために必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと

分科会等

＜分科会＞ なし

＜部 会＞

第一小委員会、第二小委員会

委員＜定数＞ 10人以内 人格が高潔であって、法律、医療又は原子力工学その他の原子力関連技術に関する学識経験を有する者

うち常勤 なし

＜任期＞ なし（所掌事務が終了したときに、解任される。）

＜氏名＞ ◎能見 善久（東京大学法学部教授）

大塚 直（早稲田大学法学部教授）

数土 幸夫（（財）原子力安全センター専務理事）

○住田 裕子（弁護士）

辻井 博彦（（独）放射線医学総合研究所重粒子医科学
センター長）

横山 須美（藤田保健衛生大学医療科学部放射線学科
准教授）

四元 弘子（弁護士）

諮問・答申事項等 なし